

京都大学	博士（ 法 学 ）	氏名	小 泉 明 子
論文題目	同性婚と「家族の価値」－合衆国文化戦争の一側面－		
（論文内容の要旨） 本論文は、アメリカ合衆国において1990年代以降に本格化する同性婚訴訟とそれがもたらした法的・社会的変動について、一連の過程を同性愛者の権利運動とこれに対する宗教右派の反対運動との間で繰り広げられた「文化戦争」の一部であるとする見方に立って、記述・分析を行うものである。本論文を通じて、筆者は、この一連のダイナミズムを規定するものが「家族の価値（family values）」をめぐる言説であり、これが同国の家族法・政策形成に大きな影響を及ぼしていることを示そうとしている。 第一章において、筆者は、棚瀬孝雄・田中成明らの権利運動論から本論文の分析枠組を抽出している。筆者は、権利運動が発生するための条件として、運動主体の個人的・集団的アイデンティティの構築（同性愛者におけるカミングアウト・宗教右派におけるボーンアゲイン）が重要であると主張する。また、筆者は、同性愛者が権利運動を開始した動機として、権利の有する正統性シンボル付与機能がスティグマ払拭のために必要であったこと、政治的に無力な少数者であったため、立法ではなく司法の政策形成機能に期待せざるを得なかったことなどを挙げている。 第二章において、筆者は、同性婚訴訟の前史となる同性愛者の権利運動の展開を跡づけている。同性愛者の権利運動が本格化したのは1950年代であるが、当時の運動は、ホモファイル運動にみられるように、同性愛者が社会へ同化することを目的とするものであった。これに対して、ストーンウォール事件（1969年）を機に本格化したゲイ解放運動においては、同性愛者は自らのアイデンティティを前面に押し出し、訴訟を通じて雇用差別の撤廃などを積極的に訴えていくことになる。筆者は、この同性愛者の権利運動の高まりが、その間の一連の判例・学説の発展と相俟って、次にみる同性婚訴訟を準備したと捉えている。 第三章において、筆者は、同性婚訴訟の展開を跡づけている。筆者は、1980年代のエイズ・パニックとその同時期に生じたレズビアン・マザー・ブームを通じて、同性愛者が自分たちの関係性に対する法的保護の欠如を痛感したことが同性婚訴訟の引き金となったとみる。筆者は、同性婚の実現可能性を初めて示唆した1993年ハワイ州最高裁判決を皮切りに、ヴァーモント州シビル・ユニオンの制定を促したヴァーモント州最高裁判決（1999年）、同性カップルに対する初の婚姻許可書発行を実現したマサチューセッツ州最高裁判決（2003年）などの一連の訴訟について、判決内容を分析するとともに、同性愛者権利擁護団体などさまざまな当事者間の相互作用を描写している。			

第四章において、筆者は、宗教右派による反同性愛運動の展開を跡づけている。反同性愛運動が本格化したのは、同性愛者の権利の伸張がみられた1970年代であるが、当時の反対運動（第一次バックラッシュ）は、「子供たちを守れ」キャンペーンにみられるように、テレヴァンジェリストのカリスマ性に依拠して宗教的言説を前面に押し出すものであった。これに対して、1990年代に入ると、宗教右派は自らのアジェンダを政策として実現すべく政治（共和党）に接近し、両者を「家族の価値」言説が結びつけることになる。この第二次バックラッシュを受けて、1996年、連邦議会は婚姻防衛法を制定した。

第五章において、筆者は、婚姻防衛法の抱える憲法問題について検討している。婚姻防衛法については、連邦レベルでは婚姻を男女間のものに限ると定義する規定が平等保護との関係で、また、他州で同性婚として扱われる関係をいかなる州も法的に承認する必要はないとする規定が連邦議会の立法権の範囲との関係で、それぞれ憲法上の問題を発生させ得る。筆者は、合憲論にも目配りしつつ、各種の違憲論を整理・分析している。

第六章において、筆者は、連邦婚姻修正について検討している。婚姻防衛法に違憲の疑いがあることから、保守派は、婚姻を男女間のものに限ると定義する連邦憲法修正案を2002年から連邦議会に提出し始める。それらの審議過程において、賛成派の議員が、司法積極主義に対する批判を行うとともに、「家族の価値」言説を繰り返し援用していることを筆者は指摘している。

最後に、筆者は論文全体を総括し、合衆国において同性婚が大きな政治問題に転化する理由として、キリスト教が同国のあり方を強く規定していること、「家族」概念が多面的社会を貫く共通項として機能していること、連邦制の下で州裁判所が大きな影響力を有していること、以上の三つが挙げられることを再確認している。さらに、同性愛者をめぐる最近の状況の変化に言及しつつ、同性婚は今後も「文化戦争」の一大争点であり続けるだろうという見通しを示している。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、アメリカ合衆国における同性婚訴訟の展開を、同性愛者と宗教右派の「文化戦争」の一環をなすものとして記述・分析することを通じて、同国における家族法・政策形成の特質を究明しようとするものである。

本論文の第一の意義は、対象の包括的な記述を行っていることにある。まず、同性婚訴訟の前史に関して、ホモファイル運動からゲイ解放運動に至る同性愛者の運動の展開が記述されると同時に、運動の根拠となった法理（プライヴァシー・平等保護）の展開も検討されている。次に、同性婚訴訟に関して、訴訟の背景（エイズ・パニックなど）・当事者の動向（同性愛者団体内部の論争など）が記述されると同時に、1993年ハワイ州最高裁判決以来の一連の判決の内容も検討されている。さらに、同性婚訴訟以後の展開に関して、婚姻防衛法と連邦婚姻修正をめぐる宗教右派の活動が記述されると同時に、両者の抱える憲法問題も検討されている。以上のように、本論文は、同性婚訴訟をめぐる一連の過程に関して、法変動と社会変動の双方を視野におさめる総合的な記述を提出し得ている。

本論文の第二の意義は、分析枠組として権利運動論を採用していることにある。同性婚問題をめぐっては、同性愛者側の視点に立った研究が多く蓄積されてきている。本論文は、この問題を権利運動の問題として捉えることによって、宗教右派によるバックラッシュに対して、自らのアイデンティティの保守を目的としたカウンター・ムーブメントとしての位置づけを与え、一連の過程を分析するのに「文化戦争」というより包括的な観点が有効であることを示し得ている。

本論文の第三の意義は、この分析の結果、一連の過程を規定する要因として、「家族の価値」をめぐる言説を見出したことにある。すなわち、本論文は全体を通じて、「家族」が多元的なアメリカ社会の共通項として機能しており、その価値に強い政治的な訴求力が備わっていることを浮き彫りにしていると評することもできる。

もっとも、本論文に問題点がないわけではない。多くの事実の記述を目指した反面、個々の事実（とりわけ法的内容）の検討には荒さがみられる。また、権利運動論に基づく説明図式は十分に練り上げられておらず、本論文の理論的主張が明確になっているとは言い難い。しかしながら、これらの問題点は、一連の過程を包括的に記述し、その基底にある要因「家族の価値」を析出し得たという上述の本論文の意義を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成23年2月4日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。